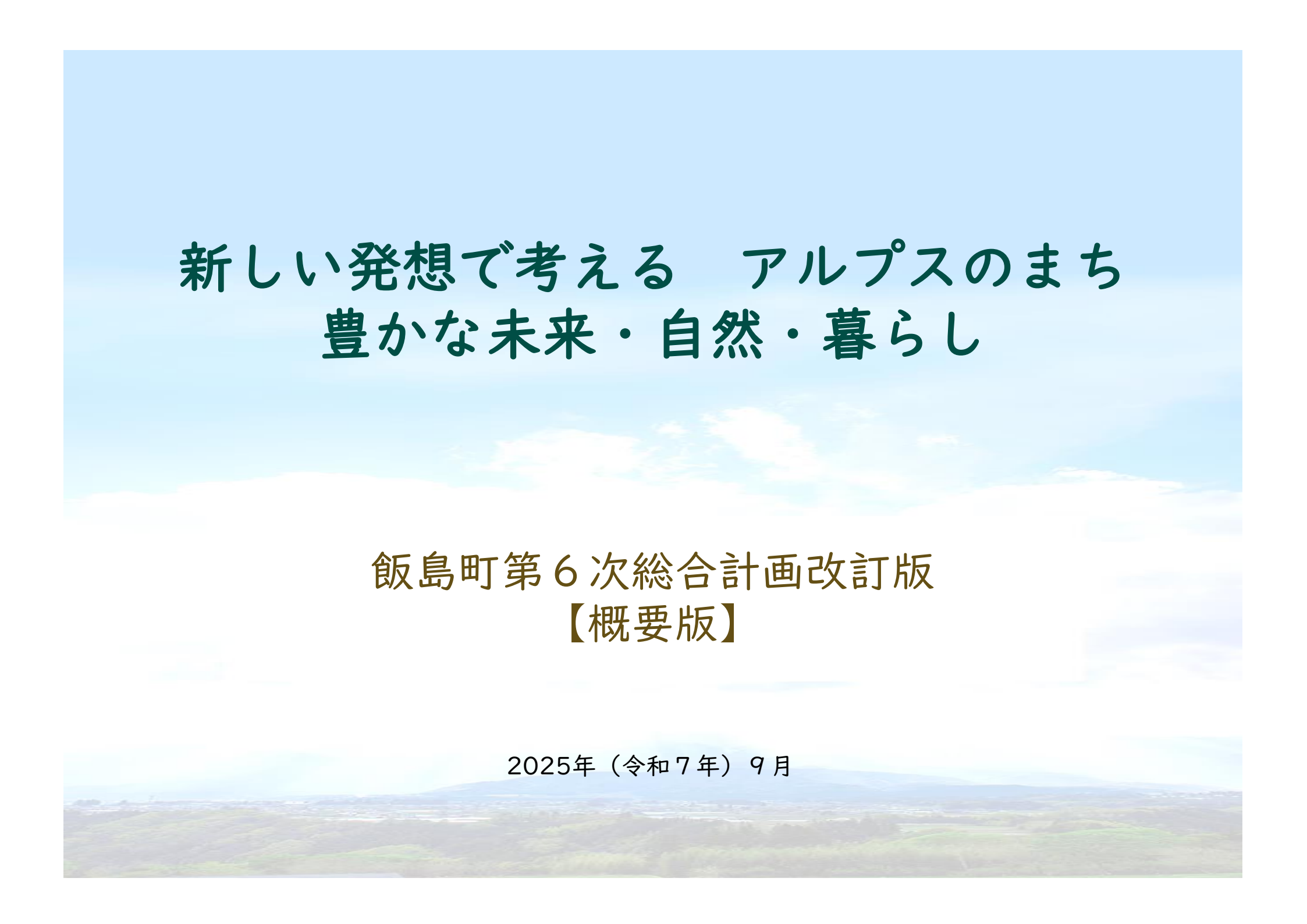




新しい発想で考える アルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし

飯島町第6次総合計画改訂版
【概要版】

2025年（令和7年）9月

I はじめに

I 計画改訂の趣旨 2

- (1) 計画改訂の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間
- (4) 計画の構成
- (5) 計画の進行管理（PDCA）
- (6) 個別計画による各分野の取組の推進

2 計画の背景 4

- (1) 人口減少・少子化・高齢化の進行
- (2) 三遠南信自動車道の開通とリニア中央新幹線の開業
- (3) デジタルの力を活かした地方創生の加速化・深化
- (4) ウェルビーイングの重要性の高まり
- (5) 持続可能な社会の実現
- (6) 安心・安全の確保

II まちの将来像

1 まちの将来像 7

2 第6次総合計画の体系 8

III 分野別基本施策

分野別基本施策 9

- 基本目標1 住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり
- 基本目標2 美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐ
- 基本目標3 誰もが健康で居場所と出番があり共に支え合える地域づくり
- 基本目標4 地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり
- 基本目標5 暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造
- 基本目標6 魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり
- 基本目標7 「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らし
- 基本目標8 将来像を実現する創造力にあふれた行政基盤づくり

IV プロジェクトによる取り組み

プロジェクトによる取り組み 19

V 飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略

飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略 19

- 1 策定の趣旨
- 2 飯島町第6次総合計画と飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 総合計画と総合戦略の関係

VI 資料

持続可能な開発目標SDGs 22

行財政改革プラン 25

I はじめに

I 計画改訂の趣旨

(1) 計画改訂の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、新型コロナウイルス感染症の流行や福祉課題の増加など、社会経済情勢は急速に変化しています。また、地方分権の進展により、地方自治体の自由度と責任が拡大されていく中で、地方創生の観点から本町のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためには、町民や地域、事業者など多様な主体の参加と協働による取組の重要性が今まで以上に高まっています。

一方、国は、2023年（令和5年）12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）※1」を策定しました。国の総合戦略は、「デジタル田園都市国家構想基本方針※2」で定めた取組みの方向性に沿って、目指すべき中長期的な方向や構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等を示しています。

こうした状況を踏まえ、ポスト・コロナ社会や人口減少社会を見据えたデジタル技術の活用、脱炭素社会の実現に向けた取組みを本計画に反映させるべく、計画の一部について必要な見直しを行い、ここに改訂するものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、次の性格を有します。

- ・ 飯島町の最上位の計画
- ・ 2030年の町の将来像を展望し、これを実現するための計画
- ・ まち・ひと・しごと創生法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（デジタル田園都市国家総合戦略）※3
- ・ S D G s（持続可能な開発目標）の達成に向けた指針
- ・ 町の将来像の実現に向けて必要な行財政改革の指針

(3) 計画の期間

令和3年度（2021年度）から、令和12年度（2030年度）までの10か年計画ですが、中間見直し後の改訂版については、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

ただし、状況等の変化により計画の見直しの必要性が生じた場合には、見直しを行うこととします。また、緊急を要する場合を除き、3年毎を目安に見直しの必要性を確認していきます。

※1 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」とは、デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに2023年度から2027年度までの5か年のK P I（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたもの

※2 「デジタル田園都市国家構想基本方針」とは、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という、政府が目指す持続可能な経済社会への基本方針のこと。

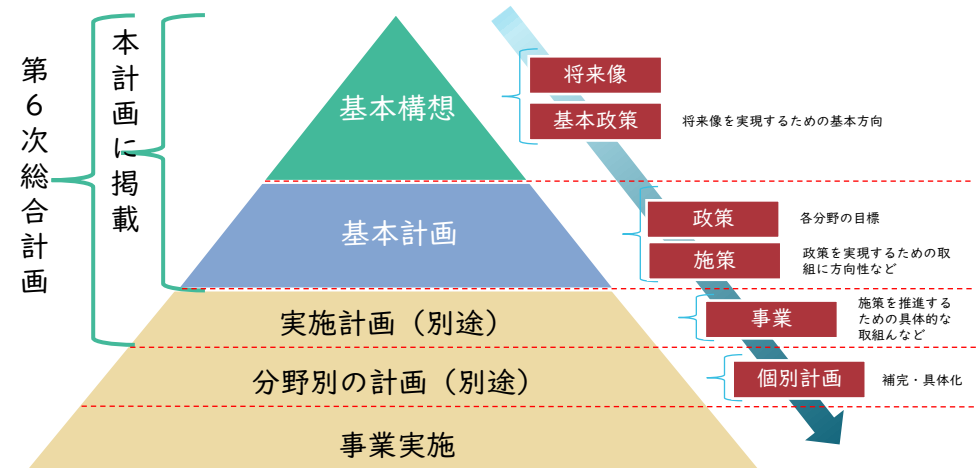
※3 「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第10条に基づき、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等を勘案して策定する「地方版総合戦略」に位置付けます。

I はじめに

(4) 計画の構成

第6次総合計画の構成は次のとおりです。

- (1) 基本構想
本町が目指す将来像と、その実現に向けた方向性を示します。
- (2) 基本計画
基本構想に基づいて進める施策を体系的に示します。
- (3) 実施計画
基本計画に基づき、施策を具体的事業として明らかにします。

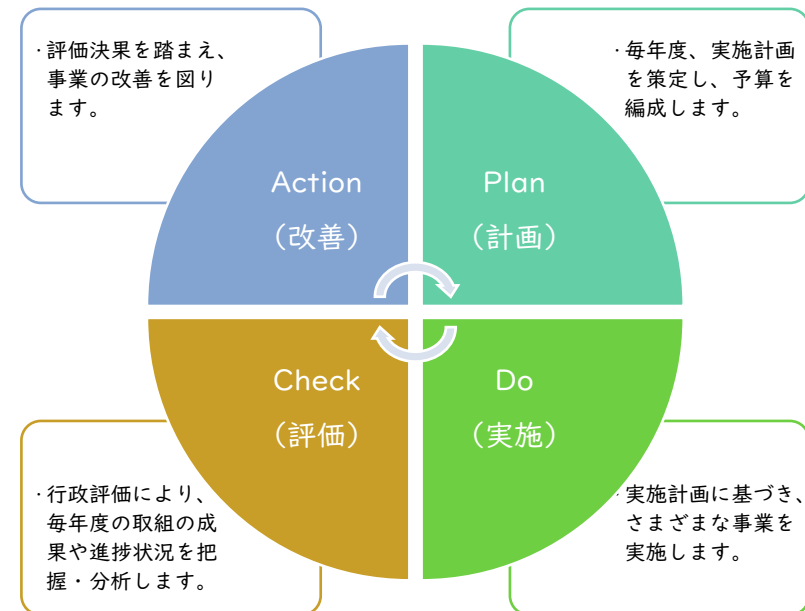


(5) 計画の進行管理（PDCA）

基本計画で示す政策・施策は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定しながら、個別の事業によって実施されます。また、実施した事業の成果や進捗状況は、行政評価※4により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

そのような、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って基本計画の進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します。

（参考）飯島町HP「行政評価」 →



※4 「行政評価」とは、町が実施した取組の成果や進捗状況を客観的な評価基準に基づき、把握、分析すること。

(6) 個別計画による各分野の取組の推進

各分野において取組を実施するにあたっては、分野ごとの課題を詳細に整理したうえで、より具体的な施策や事業を検討します。そのため、必要に応じて、各分野の個別計画により総合計画の補完・具体化を行いながら、さまざまな取組を進めます。

I はじめに

2 計画の背景

(1) 人口減少・少子化・高齢化の進行

国の総人口は、2008年（平成20年）をピークに減少局面に入っており、2020年（令和2年）時点約1億2,615万人の人口は、2056年（令和38年）に約1億人を割り、2070年（令和52年）には約8,700万人になる見込みとなっています。2015年（平成27年）に100万人を超えていた出生数は、2020年（令和2年）には約84万人となっています。年少人口（0～14歳）は2021年（平成33年）には約1,400万人であったところ、50年後には約797万人まで減少すると予測されています。これに対し、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は2023年（令和5年）には29.1%であったところ、50年後には38.7%まで上昇すると予測されています。このように、全国的に人口減少・少子化・高齢化が進むことにより、地域の担い手となりうる人口の総数が減少するため、町外からの新たな人が流入しにくくなることが予想されます。

また、国における医療・介護等の社会保障費が増大することで、地方交付税制度をはじめとする国から地方への財政支援の見直しや減少も想定され、本町にも様々な影響を及ぼす可能性が考えられます。

（出所）国立社会保障・人口問題研究所（日本の将来推計人口）、内閣府（高齢社会白書）

(2) 三遠南信自動車道の開通とリニア中央新幹線の開業

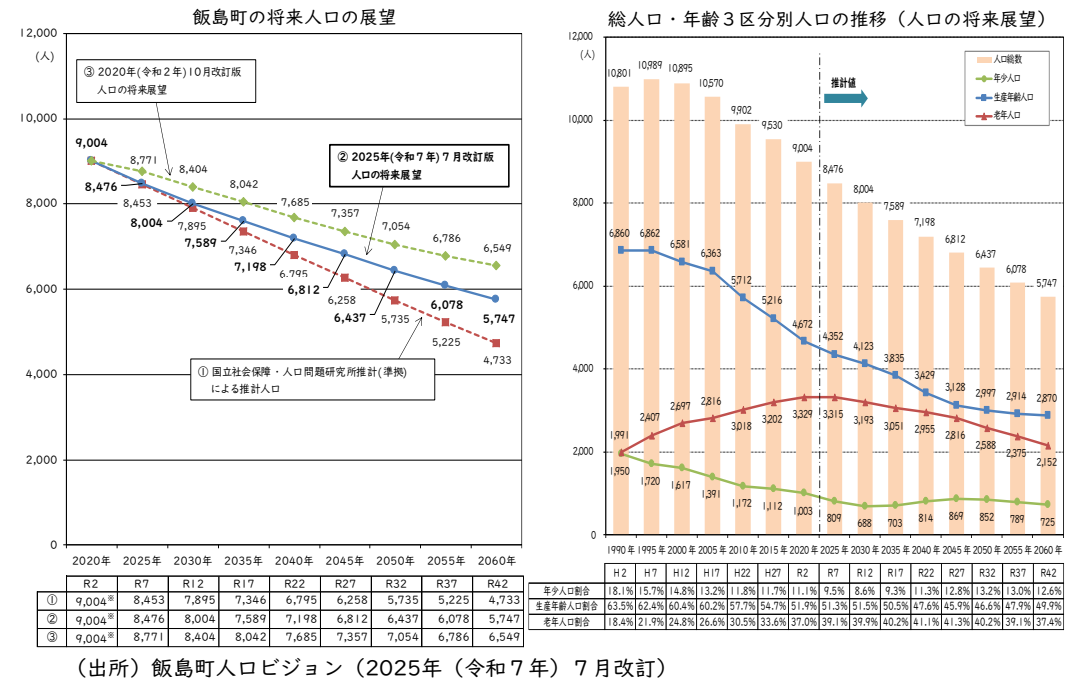
三遠南信自動車道は、長野県飯田市から愛知県を經由して静岡県浜松市に至る約100kmの高規格幹線道路です。この道路は、地域間の交通を円滑にし、経済活動を促進するために重要な役割を果たします。

また、国道474号に指定されており、地域の物流や観光の発展に寄与しています。令和7年3月には飯田市南信濃と浜松市を結ぶ三遠南信自動車道（仮称）青崩峠トンネルの本坑の工事が終わり完成しました。地域の秩序ある開発、発展に寄与する重要な道路であり、地域に大きな役割を果たすことが期待されます。

リニア中央新幹線は、東京から大阪に至る新幹線の整備計画で、超電導リニア技術を採用した日本初の路線です。この新幹線は、東京と名古屋間を約40分で結ぶことができるため、移動時間の大幅な短縮が期待されています。開業は2034年（令和16年）以降に予定しており、名古屋から大阪への延伸も計画されています。

三遠南信自動車道とリニア中央新幹線の整備により、東京、名古屋、大阪を結ぶ経済圏が拡大します。これにより、企業の進出やビジネスの活性化が期待され、地域経済の発展に寄与します。また、観光業や物流業の発展も見込まれ、地域全体の経済基盤が強化されます。

今後、三遠南信自動車道とリニア中央新幹線の開通により、スーパー・メガリージョンが形成されることで、地域間の連携が強化され、経済活動が活性化することにより、地域の魅力が向上し、持続可能発展が期待されます。



I はじめに

(3) デジタルの力を活かした地方創生の加速化・深化

人口減少や産業の空洞化などの社会問題は、全国的な課題であると同時に、特に地方において重大な課題となっており、本町も例外ではありません。

しかし、近年では技術革新やデジタル基盤の整備が進み、産業構造が変化する新しい時代（Society5.0※5）が到来し、ICT※6活用やDX推進（デジタル・トランスフォーメーション※7）などデジタル技術の活用により、「転職なき移住」による地方への人材還流や働き方の多様化が進んでいます。これらの取組は、結婚・出産・子育ての環境づくりなどにも寄与するものとして、各地で展開されています。

このような状況を踏まえ、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、地方自治体においては、これまでの地方創生の成果を活かしつつ、スマートシティの実現をはじめ、デジタル技術を活用した社会問題の解決やまちの魅力向上に向け、さらなる取組を加速化することが重要となっています。

※5 「Society5.0（ソサエティー5.0）」とは、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決が両立する人間中心の社会を目指す国の政策。

※6 「ICT」とは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーション。

※7 「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」とは、デジタル技術の変革のこと。



(4) ウェルビーイングの重要性の高まり

ウェルビーイング（Well-being）は、一人ひとりが、様々な人や社会とのつながりの中で、日々、自分らしく生きていることに満足でき、心豊かに、幸せを実感できることを表す言葉です。これは物質的な豊かさが、ある程度確保された中で、精神的な豊かさを追求するという意味で、近年、重要な価値基準となりつつあります。

ウェルビーイングを構成する要素としては、フィジカル、コミュニティ、フィナンシャル、キャリア、ソーシャルといった5つの要素が存在し、いずれもウェルビーイングの実現に欠かすことのできない要素とされています。

他者との関わりにおいて、助け合いや共感を通じて、信頼関係が構築されることは、内面的豊かさが満たされるだけでなく、健康にも良い影響を与えられと考えられます。本町においても、住民のウェルビーイングの実現に向けた取組を行います。



I はじめに

(5) 持続可能な社会の実現

国においては、2020年（令和2年）10月、成長戦略の柱として「経済と環境の好循環」を掲げ、2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出量をゼロにする方針「2050年カーボンニュートラル」を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

また、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄物型の経済活動が、資源の枯渇やエネルギー消費の増大、廃棄物の大量発生など、環境問題を深刻化させたことから、「リデュース（発生抑制）」「リユース（再利用）」「リサイクル（再資源化）」の3Rをはじめとする循環型社会の構築に向けた取組が求められています。

さらに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられたSDGs（エスディー・ジーズ※8）の普及などにより、多様性を踏まえた持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組が進められています。その中で、地方自治体においては、SDGsに定められた目標を地域社会において実現するため、各種社会問題の解決に向けたゴール（目標）とターゲット（具体的な達成基準）による取組が求められています。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**

（出所）国連広報センターHP →



※8 「SDGs（エスディー・ジーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年（平成27年）の国連サミットで採択された、2030年（令和12年）を年限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するため、地球上の「誰一人取り残さない」をスローガンに17のゴール（目標）と、その下に169のターゲット（取組）を掲げています。SDGsは住民生活や地域活動とも密接に関連しており、住民や地域に最も近い主体である地方自治体の果たすべき役割はますます大きくなっています。本計画にSDGsの理念を取り入れ、計画の推進を通じて、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、地域課題の解決に取り組むこととしています。

(6) 安心・安全の確保

近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が人々の生活や企業活動等に重大な影響を及ぼしました。また、地震や多発する台風、集中豪雨などに伴う大規模な自然災害、特殊詐欺・サイバー犯罪、交通事故、水・食の安全性に関する問題、国際社会における軍事的緊張感の高まりなど、様々なリスクが存在しています。

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、大規模地震の発生は私たちの暮らしに甚大な被害をもたらしてきました。近年では、発生確率の高まりが予想されている南海トラフ地震や首都直下地震等に加え、それに伴う複数の災害リスクが指摘されています。

また、防犯では、令和6年度犯罪白書※9によると、我が国における刑法犯の認知件数は、2003年（平成15年）以降は減少していますが、2022年（令和4年）から増加が続いていることから、地域力の向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要です。

このような状況の中で、自然災害や犯罪、感染症等に対する危機管理体制の整備など、安心・安全の確保に対する住民の意識が高まっており、国や地方自治体の公助の取組はもとより、家庭やコミュニティにおける自助・共助による取組も重要となっています。

※9 「犯罪白書」とは、犯罪の防止と犯罪者の改善更生を願って、刑事政策の策定とその実現に資するため、それぞれの時代における犯罪情勢と犯罪者処遇の実情を報告し、また、特に刑事政策上問題となっている事柄を紹介する白書です。（出所）法務省HP

Ⅱ まちの将来像

Ⅰ まちの将来像

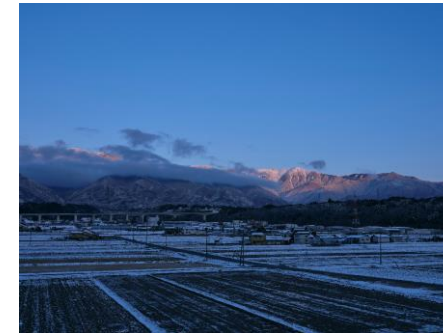
総合計画では、本町が目指す10年後の姿を「将来像」として示し、その将来像実現のために必要な基本目標や施策を明らかにしながら、計画全体の推進へと繋げていきます。

(まちの将来像) 新しい発想で考える アルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし

飯島町は、中央アルプスと南アルプスの、ふたつのアルプスが見える町です。ふたつのアルプスは、この地に清らかな水や空気、豊かな自然を育み、遠い昔から今日まで、町に暮らす私たちの営みに恩恵をもたらし、心を癒し、明日への活力を与え続けています。先人たちから受け継いだこのかけがえのない風土を、磨き上げながら次の世代へ引き継ぐことは、ここに暮らすみんなの変わらない願いと言えます。

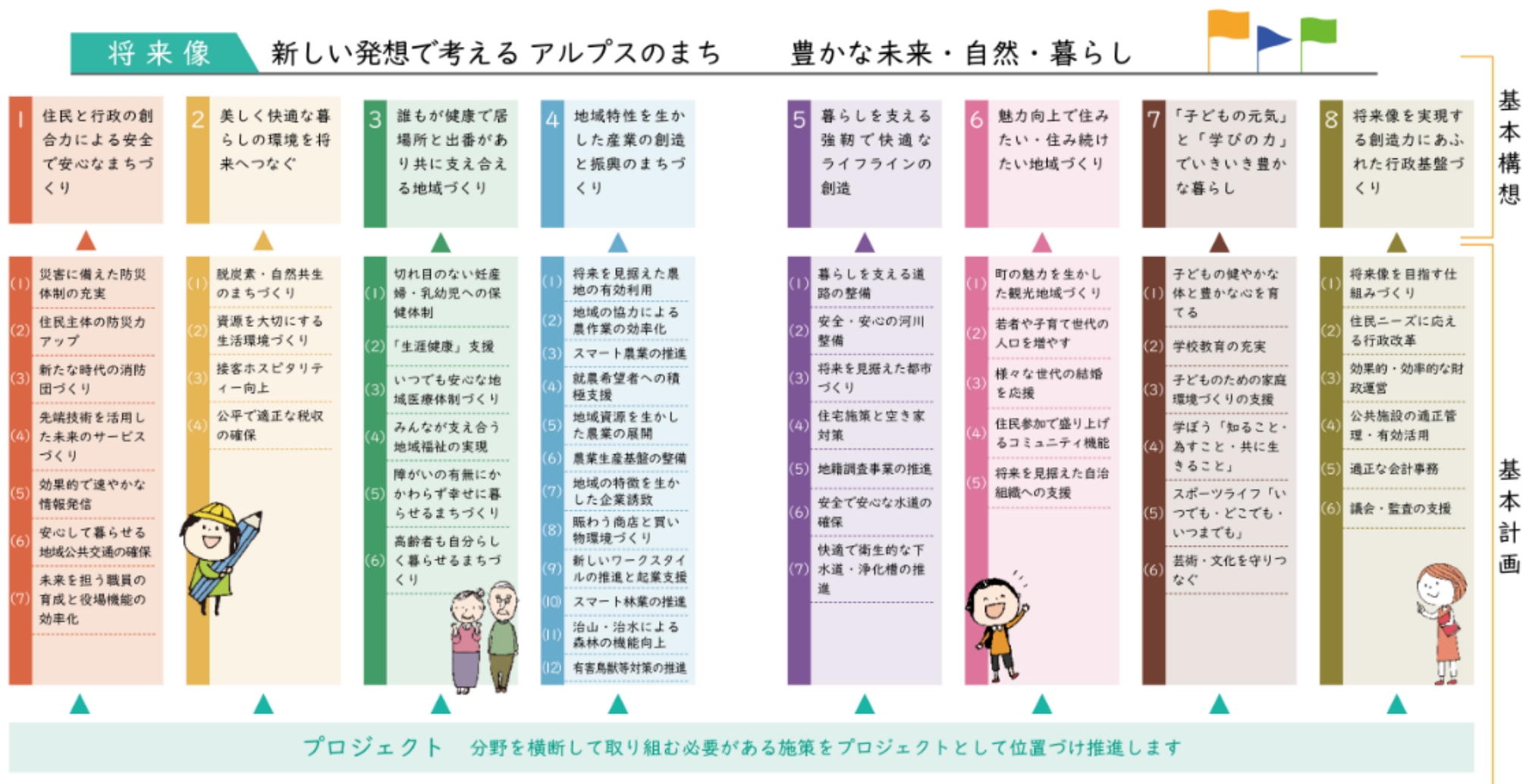
日本全体が人口減少の時代を迎えました。人口減少による経済の縮小や、社会基盤の維持を心配する一方で、住民の多くは、人口数よりも考え方や暮らし方を見直していくことを提案しています。整備が進められるリニア中央新幹線や三遠南信自動車道は、この地に新しい対流を生み出すと言われています。進化を続けるコンピュータやネットワーク技術は、今まで山間の地に暮らす私たちの社会的な課題の解決にも役立てられています。また、新型コロナウイルス感染症に端を発した「新しい生活様式」は、生活や仕事のスタイルに大きな変容をもたらし、対応が迫られた一方で、都市部にはない新しい価値観をこの町に生みだそうとしています。

今、時代は転換の時を迎えたとされています。ふたつのアルプスをはじめとする自然との調和を保ちながら、ここに暮らすみんなが、新しい発想をもって、心の豊かさや幸せを実感できる、魅力あるまちづくりを実践していく。そういう姿にこそ、将来に渡って暮らしやすいまちがあると考え、まちの将来像を定めたものです。



II まちの将来像

2 第6次総合計画の体系



Ⅲ 分野別基本施策

基本目標Ⅰ

住民と行政の創合力による 安全で安心なまちづくり

基本的方向

ふたつのアルプスに守られた豊かな自然環境の中で、将来にわたって住民みんなが安全で安心して暮らしていけるまちを目指します。万一の災害に十分な備えを進めると共に、暮らしを支える公共交通機関の確保や役場機能の効率化を進めていきます。

SDGsの主な指針



基本目標 — 基本計画 — 施策

(1) 災害に備えた防災体制の充実

- Ⅰ- (1) -① 総合的な防災・減災の確立
- Ⅰ- (1) -② 情報発信の強化と相互受信体制の整備

(2) 住民主体の防災力アップ

- Ⅰ- (2) -① 自助を基本とする防災意識・防災力の向上
- Ⅰ- (2) -② 共助による地域防災力の向上

(3) 新たな時代の消防団づくり

- Ⅰ- (3) -① 消防団組織・活動の活性化

(4) 先端技術を活用した未来のサービスづくり

- Ⅰ- (4) -① デジタル技術による業務効率化や電子申請などDXの推進
- Ⅰ- (4) -② 情報セキュリティ運用の継続的な見直しと安全確保

(5) 効果的で速やかな情報発信

- Ⅰ- (5) -① 社会情勢に合わせた住民へ伝わる情報発信の最適化

(6) 安心して暮らせる地域公共交通の確保

- Ⅰ- (6) -① 地域性に配慮した交通環境の充実

(7) 未来を担う職員の育成と役場機能の効率化

- Ⅰ- (7) -① 働きやすい職場づくり・人材育成の推進
- Ⅰ- (7) -② 定員管理計画に沿った職員数管理
- Ⅰ- (7) -③ 有事の際に業務が継続できる施設整備や空間デザインの研究

関連する主な個別計画

○飯島町地域防災計画○飯島町定員管理計画○飯島町職員人材育成基本方針○飯島町特定事業主行動計画○飯島町DX推進方針○飯島町国土強靱化地域計画

施策指標

指標		目標値 (R12)
Ⅰ- (1) -①	災害用飲料水の備蓄数 (1箱12リットル)	250箱
Ⅰ- (1) -②	飯島町LINE公式アカウント登録者数 (延数)	2,000人
Ⅰ- (2) -①	自主防災会等での防災講座の開催回数 (延数)	100回
Ⅰ- (2) -②	自主防災会独自計画策定等支援件数	5件
Ⅰ- (3) -①	消防団員数 (定数対実人数)	250人
Ⅰ- (4) -①	電子申請・届出システムに対応した様式数 (延数)	55件
Ⅰ- (4) -②	セキュリティインシデント発生件数	0件
Ⅰ- (5) -①	飯島町公式ホームページへのアクセス件数	380,000件
Ⅰ- (6) -①	地域循環バス年間利用者数	5,300人
Ⅰ- (7) -①	長野県市町村職員研修センターの実施する接遇力向上研修への参加職員	2人
Ⅰ- (7) -②	国、県への研修派遣職員数 (延数)	10人
Ⅰ- (7) -③	長野県市町村職員研修センターの実施するEBPM研修への参加職員	2人

Ⅲ 分野別基本施策

基本目標2

美しく快適な暮らしの環境を 将来へつなぐ

基本的方向

ふたつのアルプスの麓、美しい自然にはぐくまれた生活環境は住民が共有するかけがえのない財産です。この恵まれた生活環境を保全し将来の世代に引き継いでいくまちを目指します。

また、住民の生活と行政の重要な接点でもある窓口や税の業務について、接客ホスピタリティーの向上を図るとともに、公平で効率的なサービスの最適化を目指します。

SDGsの主な指針



基本目標 — 基本計画 — 施策

(1) 脱炭素・自然共生のまちづくり

- 2-(1)-① 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進
- 2-(1)-② 豊かな自然と生物多様性の保全

(2) 資源を大切に作る生活環境づくり

- 2-(2)-① 資源循環に配慮したごみ減量化の推進
- 2-(2)-② 快適な生活環境の保全と環境学習の推進

(3) 接客ホスピタリティー向上

- 2-(3)-① 便利でわかりやすい、やさしい窓口の推進
- 2-(3)-② 職員の高度な知識の習得
- 2-(3)-③ デジタル技術を活用したサービスの推進

(4) 公平で適正な税収の確保

- 2-(4)-① 課税精度の向上と未収金の縮減
- 2-(4)-② 固定資産税における全筆・全棟調査の実施・精度の向上
- 2-(4)-③ 税務申告等の手続の簡素化の研究

関連する主な個別計画

○飯島町第6次環境基本計画○飯島町カーボンニュートラル実行計画
(地球温暖化対策実行計画(区域施策編))○飯島町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)○飯島町災害廃棄物処理計画

施策指標

指標		目標値(R12)
2-(1)-①	太陽光発電システム設置補助事業件数(延数)	420件
2-(1)-②	地球温暖化対策に関する環境教育の実施回数	1回
2-(2)-①	家庭系ごみに占める資源物の割合	23.8%
2-(2)-②	生活環境に関する出前講座	2回
2-(4)-①	e-tax(電子申告)確定申告者数	565人
2-(4)-③	町税収納率(現年度分)	100%

Ⅲ 分野別基本施策

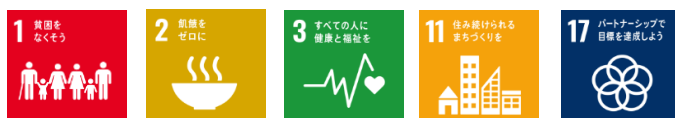
基本目標3

誰もが健康で居場所と出番があり 共に支え合える地域づくり

基本的方向

生涯を通じて、心も体も健康で安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護などの関係機関が密に連携し、健康増進、疾病の予防・早期発見・早期治療、福祉の充実、介護への適切な対応ができるネットワークの構築を推進します。

SDGsの主な指針



基本目標 — 基本計画 — 施策

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健体制

- 3-(1)-① 母子の心身の健康増進を目的とした新生児訪問、乳幼児健診等の実施
- 3-(1)-② 切れ目のない子育て支援の実現に向けた体制の充実

(2) 「生涯健康」支援

- 3-(2)-① 幼少期からの生活習慣病予防
- 3-(2)-② 年代に応じた疾病予防対策の充実
- 3-(2)-③ 地域と協力した健康づくりの取り組み
- 3-(2)-④ こころの健康に関する正しい知識や対処法の普及啓発
- 3-(2)-⑤ 食育活動の推進

(3) いつでも安心な地域医療体制づくり

- 3-(3)-① 上伊那地域や伊南地域との包括的な医療連携支援
- 3-(3)-② 感染症対策の推進
- 3-(3)-③ 災害時の医療体制の整備
- 3-(3)-④ 町内3師会（医師・歯科医師・薬剤師）と連携した地域医療の確保
- 3-(3)-⑤ 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業の適正な運営
- 3-(3)-⑥ 福祉医療費の適正な給付

(4) みんなが支え合う地域福祉の実現

- 3-(4)-① みんなが地域づくりの主体として支え合う「新しいお互いさま」社会の推進
- 3-(4)-② 包括的に機能する相談・支援体制の整備
- 3-(4)-③ 地域を支える人材や団体の育成
- 3-(4)-④ 地域での居場所づくりの推進
- 3-(4)-⑤ 町社会福祉協議会との連携・協働
- 3-(4)-⑥ 民生児童委員との連携

関連する主な個別計画

○第2次飯島町地域福祉計画・飯島町地域福祉活動計画○飯島町第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画○飯島町障害者計画（第5次）○飯島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画○飯島町健康づくり計画（第5次）○飯島町のちを支える自殺対策推進計画（第2次）○飯島町食育推進計画（第3次）○飯島町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）

施策指標

指標	目標値（R12）
3-(1)-① 新生児訪問の実施率	100%
3-(1)-① おし歯のない3歳児の割合	91.0%
3-(1)-① 3歳児健診受診率	100%
3-(2)-① 保育園年長児の体格が肥満・やせの割合	5.0%
3-(2)-② がん検診受診率	40.0%
3-(2)-② 特定健診受診率（国民健康保険）	69.5%
3-(2)-② 精密検査受診率	84.0%
3-(2)-③ 保健師・管理栄養士等による健康講座参加者数	500人
3-(2)-④ 自殺死亡率 （単位：人口10万人当たり）	0
3-(2)-⑤ 食育ネットワーク会議の開催回数	2回
3-(3)-① 町内医療機関数（歯科含む）	9施設
3-(3)-② 感染症予防に関する啓発回数	10回
3-(4)-③ 町内医療機関数 （歯科含む各種サポーター養成数（延数））	3,200人
3-(4)-⑤ 支え合いマップの定期更新率	100%

Ⅲ 分野別基本施策

基本目標 — 基本計画 — 施策

(5) 障がいの有無にかかわらず幸せに暮らせるまちづくり

- 3-(5)-① 障がいのある人の権利を守る福祉サービスの充実
- 3-(5)-② 安全で暮らしやすい地域づくりと地域での支援体制の強化
- 3-(5)-③ 障がいのある人の社会参加の推進

(6) 高齢者も自分らしく暮らせるまちづくり

- 3-(6)-① 高齢者の社会参加の推進と助け合い活動の創出
- 3-(6)-② 高齢者の生活支援体制整備の充実
- 3-(6)-③ 介護保険制度の適正な運営と保険者機能の強化

施策指標

指標		目標値（R12）
3-(5)-①	福祉施設から一般就労への移行者数（延数）	2人
3-(5)-③	地域活動支援センター月間利用者数	200人
3-(6)-①	健康寿命（平均自立期間）男性	82.0歳
3-(6)-①	健康寿命（平均自立期間）女性	85.8歳
3-(6)-①	要介護認定率	17.1%以下
3-(6)-①	介護予防に資する通いの場への参加率	8.0%
3-(6)-②	医療・介護連携の評価 （連携ができていると思う医療・介護職者）	70.0%
3-(6)-②	生活支援体制整備事業に係るボランティア養成数 （累計）	100人

Ⅲ 分野別基本施策

基本目標4

地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり

基本的方向

ふたつのアルプスの恵みがもたらす農地や森林、水などの地域資源や、培ってきた伝統や文化を生かした、多様な産業による活力あるまちを目指します。

将来にわたって暮らしやすい町であるためには、そこに住みたいという想いだけではなく、暮らし続けるための「しごと」が必要です。地域の特性を生かしながら、新しい時代にも対応できる産業を創造していきます。

SDGsの主な指針



基本目標 — 基本計画 — 施策

(1) 将来を見据えた農地の有効利用

4-(1)-① 計画的な農地利用の調整と担い手や新規就農希望者のマッチング

(2) 地域の協力による農作業の効率化

4-(2)-① 地区営農組合による農地利用調整の推進

4-(2)-② 担い手法人等における農地の効率的な畦畔管理の推進

(3) スマート農業の推進

4-(3)-① 経営体の機械の導入、スマート農業化への支援

4-(3)-② RTK基地局の活用推進によりスマート農業の普及を図る

(4) 就農希望者への積極支援

4-(4)-① つなぐ農業プロジェクトの推進

4-(4)-② 国、県、JAの就農支援制度を活用した新規就農者の積極的な受け入れ・支援

(5) 地域資源を生かした農業の展開

4-(5)-① 消費者ニーズと需要を見据えた新たな振興作物の研究と導入

4-(5)-② 6次産業化の展開による高付加価値化農業の研究と推進

4-(5)-③ 耕作条件が不利な水田について畑地化の検討

4-(5)-④ 環境保全型農業への取り組み

4-(5)-⑤ 地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消の取り組み

(6) 農業生産基盤の整備

4-(6)-① ほ場整備の推進

4-(6)-② 水路構造物等の長寿命化修繕、統廃合等の検討

関連する主な個別計画

○地域複合営農への道パートV（飯島町農業農村振興計画）○飯島町森林整備計画○農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

施策指標

指標		目標値（R12）
4-(1)-①	担い手への農地利用集積面積（増加）	5.0ha
4-(2)-①	農地流動化率	80.0%
4-(2)-②	畦畔管理指針の作成（延数）	1件
4-(3)-①	スマート農業取り組み事例	4件
4-(3)-②	RTK基地局利用ライセンス数	8件
4-(4)-① 4-(4)-②	新規就農者数（延数）	10人
4-(5)-①	振興作物の栽培面積（大豆）	23.4ha
4-(5)-②	6次産業化に取り組む農業経営体やグループ数	7団体
4-(5)-③	水田から畑地化した面積	30.0ha
4-(5)-④	越百黄金作付面積	35.0ha
4-(5)-⑤	道の駅年間来場者数	320,000人
4-(6)-①	ほ場整備（延数）	10ha
4-(6)-②	水路補修箇所数	50箇所

Ⅲ 分野別基本施策

基本目標 — 基本計画 — 施策

(7) 地域の特徴を生かした企業誘致

4-(7)-① 地域の特徴や優位性を生かした企業の誘致

4-(7)-② 産業イノベーションの実現

(8) 賑わう商店と買い物環境づくり

4-(8)-① 商工業者が自ら提案しチャレンジできる仕組みづくり

4-(8)-② 買い物弱者対策を含めた買い物環境の充実

(9) 新しいワークスタイルの推進と起業支援

4-(9)-① 事業承継、起業・創業の支援

4-(9)-② 企業の人材確保と人材育成の支援

4-(9)-③ 就業・就労支援の充実

(10) スマート林業の推進

4-(10)-① 計画的な森林整備の推進及び生産性の向上

4-(10)-② 森林環境譲与税を活用した民有林の集約化

4-(10)-③ 林業基盤整備の推進

(11) 治山・治水による森林の機能向上

4-(11)-① 治山・治水事業の推進

(12) 有害鳥獣等対策の推進

4-(12)-① 猟友会等と連携した有害鳥獣駆除及び対策の推進

4-(12)-② 森林病虫害等による森林被害防止

施策指標

指標		目標値 (R12)
4-(7)-①	新規企業誘致数(延数)	3社
4-(7)-②	工業展参加事業者数	10社
4-(7)-②	製造品出荷額	5,540,000万円
4-(8)-① 4-(8)-②	地元滞留率	6.0%
4-(9)-①	起業数	2件
4-(9)-② 4-(9)-③	町内の事業所数(延数)	432事業所
4-(10)-①	間伐実施面積	80.0ha
4-(10)-②	森林の管理に関する意向調査した面積	10.0ha
4-(12)-②	松枯損木伐倒処理量	50.0ha

Ⅲ 分野別基本施策

基本目標5

暮らしを支える 強靱で快適なライフラインの創造

基本的方向

住民の安全・安心で豊かな暮らしを支える、強靱で快適なライフラインを創造します。

道路・橋りょう、上下水道を中心とした公共インフラは暮らしの重要な要素です。三遠南信自動車道開通やリニア中央新幹線開業による時代の変革など、将来を見据えたインフラの整備や維持管理、強靱化を進めることで暮らしやすいまちを実現します。

SDGsの主な指針



基本目標 — 基本計画 — 施策

(1) 暮らしを支える道路の整備

- 5-(1)-① 国道、県道の整備促進
- 5-(1)-② 町道の整備
- 5-(1)-③ 道路の適切な維持管理

(2) 安全・安心の河川整備

- 5-(2)-① 国県管理河川の整備・砂防事業の促進
- 5-(2)-② 町管理河川の適正な維持管理

(3) 将来を見据えた都市づくり

- 5-(3)-① 住民の希望する未来や国土利用計画に基づく総合的な都市計画の推進
- 5-(3)-② 良好な都市景観の形成

(4) 住宅施策と空き家対策

- 5-(4)-① 公営住宅の適正管理（長寿命化・計画的な維持修繕）と統廃合の促進
- 5-(4)-② 住宅等耐震化の促進
- 5-(4)-③ 空き家の適正管理と利活用の促進

(5) 地籍調査事業の推進

- 5-(5)-① 地籍調査事業の推進

(6) 安全で安心な水道の確保

- 5-(6)-① 水道事業の健全な経営
- 5-(6)-② 水道施設の計画的な更新と耐震化

(7) 快適で衛生的な下水道・浄化槽の推進

- 5-(7)-① 生活排水施設の持続的な運営と良好な水資源の循環を推進
- 5-(7)-② 下水道施設の適正な維持・管理

関連する主な個別計画

○飯島町橋梁長寿命化修繕計画○飯島町都市計画マスタープラン○飯島町立地適正化計画○飯島町公営住宅等長寿命化計画○飯島町空家等対策計画○飯島町水道事業経営戦略

施策指標

指標	目標値（R12）
5-(1)-② 町道の改良延長（幅員5.5m～）	44.9 km
5-(1)-③ 町管理橋梁の点検数（延数）	127橋
5-(2)-① 与田切・中田切川整備・砂防事業の促進率	100%
5-(3)-① 現都市計画の見直し案の作成及び計画決定（延数）	1件
5-(3)-② 景観計画に定められた景観形成基準への適合率	100%
5-(3)-② 広告物条例に基づく許可基準の適合率（3年ごと点検）	90.0%
5-(4)-① 公営住宅数	5箇所
5-(4)-① 長寿命化計画に基づく住宅ストック数	97戸
5-(4)-① 町営住宅の入居率（入居停止住宅を除く）	100%
5-(4)-② 一般住宅の耐震化率	90.0%
5-(4)-② 木造住宅等耐震診断事業の実施数	5件
5-(4)-② 住宅耐震補強事業補助金の交付件数	1件
5-(4)-② 耐震シェルター等設置事業補助金の交付件数	1件
5-(4)-③ 特定空家等候補数（危険度C）	22戸
5-(4)-③ 空き家のうち利活用された年間の件数	25件
5-(5)-① 国土調査実施済進捗率	79.0%
5-(6)-② 水道管の管路耐震化率	80.0%
5-(7)-① 下水道・合併浄化槽へのつなぎ込み率	87.0%

Ⅲ 分野別基本施策

基本目標6

魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり

基本的方向

住民が自らの地域に誇りと愛着を持ち、住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまちを目指します。

町の魅力を発掘し磨き上げる取り組みを進めることで、交流人口や関係人口、定住人口の増加を目指すとともに、将来を見据えた暮らしやすい地域づくりを住民と共に進めていきます。

SDGsの主な指針



関連する主な個別計画

○飯島町観光基本計画

基本目標 — 基本計画 — 施策

(1) 町の魅力を生かした観光地域づくり

- 6-(1)-① 町の魅力や地域資源の活用及び発信
- 6-(1)-② 多様な主体と連携した観光振興の展開

(2) 若者や子育て世代の人口を増やす

- 6-(2)-① ライフステージに応じたUターンの促進
- 6-(2)-② 移住・定住へと導く関連施策の展開

(3) 様々な世代の結婚を応援

- 6-(3)-① それぞれのライフスタイルの中での結婚支援
- 6-(3)-② 結婚後の住まいに関する支援

(4) 住民参加で盛り上げるコミュニティ機能の充実

- 6-(4)-① 町民参画・協働の推進
- 6-(4)-② デジタルを活用した地域コミュニティの充実
- 6-(4)-③ コミュニティ活動への支援

(5) 将来を見据えた自治組織への支援

- 6-(5)-① 将来を見据えた自治組織（区・地域づくり委員会・自治会）のあり方検討
- 6-(5)-② 自治組織への加入促進

施策指標

指標		目標値（R12）
6-(1)-①	観光客数 （与田切公園、千人塚公園、道の駅花の里いいじま、道の駅田切の里）	470,000人
6-(2)-①	Uターン者数（延数）	75人
6-(3)-②	結婚新生活支援事業補助金利用件数	5件
6-(4)-① 6-(4)-③	協働のまちづくり推進事業補助金利用件数	15件
6-(5)-②	自治会加入率（民間アパートを除く）	92.0%

Ⅲ 分野別基本施策

基本目標7

「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らし

基本的方向

将来にわたり活力のある暮らしやすいまちのため、家庭・学校・地域・企業が一体となって子育てを支援する、安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

次世代を担う子どもたち1人ひとりが確かな学力と豊かな人間性、柔軟な創造性を身につけ、「生きる力」を育む学校教育を推進するとともに、誰もが生きいきと充実した人生を送ることのできる生涯学習の環境を整えます。

SDGsの主な指針



関連する主な個別計画

○飯島町こども計画○飯島町学校施設等長寿命化計画○第3期飯島町スポーツ推進計画 ○第6期飯島町生涯学習推進計画○飯島町男女共同参画プラン～心をつなぐまちづくり6

基本目標 — 基本計画 — 施策

(1) 子どもの健やかな体と豊かな心を育てる

- 7-(1)-① 就学前の教育・保育の充実
- 7-(1)-② 安心できる保育体制の充実

(2) 学校教育の充実

- 7-(2)-① 自ら考え生きる力を伸ばす学校教育の充実
- 7-(2)-② 健やかな体と豊かな心を育てる環境の整備
- 7-(2)-③ 豊かな学びを支える学校環境の整備
- 7-(2)-④ 未来を担う子どもたちへの就学支援の充実

(3) 子どものための家庭環境づくりの支援

- 7-(3)-① 安定した家庭生活に向けた支援
- 7-(3)-② 子育てと仕事を両立できる環境整備
- 7-(3)-③ 地域全体での子育て支援の充実

(4) 学ぼう「知ること・為すこと・共に生きること」

- 7-(4)-① 生涯学習センター・図書館・歴史民俗資料館による学習活動の推進
- 7-(4)-② 公民館活動、町民の社会教育活動の支援

(5) スポーツライフ「いつでも・どこでも・いつまでも」

- 7-(5)-① 町民の生涯スポーツの支援
- 7-(5)-② スポーツ参画人口の拡大

(6) 芸術・文化を守りつなぐ

- 7-(6)-① 町民の心を豊かに育む文化芸術の振興
- 7-(6)-② 歴史や文化遺産を保存・継承

施策指標

指標		目標値（R12）
7-(1)-①	保育園待機児童数	0人
7-(2)-①	学校満足度調査（生活）の割合	90.0%
7-(2)-①	学校満足度調査（学習）の割合	90.0%
7-(3)-②	子育て支援センター利用者1歳児登録率	100%
7-(4)-①	生涯学習センター講座参加者延べ人数	1,500人
7-(5)-②	スポーツ実施率 （週1回以上の運動をする人）	65.0%
7-(6)-①	文化館利用人数	35,000人

Ⅲ 分野別基本施策

基本目標8

将来像を実現する 創造力にあふれた行政基盤づくり

基本的方向

いかなる状況においても安定した暮らしやすいまちであるために、社会の変化に対応できる、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築を目指します。

人口減少や少子高齢化、地方分権の進展、住民ニーズの多様化・高度化に、創造力と実行力で応えられる簡素で効率的な行政組織を構築していきます。

SDGsの主な指針



関連する主な個別計画

○飯島町国土利用計画（第4次飯島町計画）○飯島町人口ビジョン○実施計画○飯島町公共施設等総合管理計画○飯島町公共施設個別計画

基本目標 — 基本計画 — 施策

(1) 将来像を目指す仕組みづくり

- 8-(1)-① 総合計画の確実な推進
- 8-(1)-② 持続可能な行政運営の推進

(2) 住民ニーズに応える行政改革

- 8-(2)-① 時代の変化に対応できる組織体制の構築
- 8-(2)-② 事務事業の効率化

(3) 効果的・効率的な財政運営

- 8-(3)-① 将来を見据えた計画的な財政運営
- 8-(3)-② 安定的な財政基盤の構築
- 8-(3)-③ ふるさと納税制度の普及

(4) 公共施設の適正管理・有効活用

- 8-(4)-① 公共施設マネジメントの推進

(5) 適正な会計事務

- 8-(5)-① 適正な会計事務の維持
- 8-(5)-② 会計事務に関する知識の周知と正確性向上への取組

(6) 議会・監査の支援

- 8-(6)-① 議会運営に必要な資料や情報の提供
- 8-(6)-② 監査業務の支援

施策指標

指標		目標値（R12）
8-(1)-②	政策アイデアコンテストによる施策実現（延数）	5件
8-(3)-① 8-(3)-②	将来負担比率の維持	73.0%以下
8-(3)-① 8-(3)-②	実質公債費比率の抑制	10.0%以下
8-(3)-① 8-(3)-②	標準財政規模に対する財政調整基金積立額の割合	31.0%
8-(3)-③	ふるさと納税金額 （地方創生応援税制含まない）	60,000千円
8-(4)-①	公共建築物の削減延床面積（延数）	約4,200㎡

Ⅳ プロジェクトによる取り組み

よりよいまちづくりを実現するためには、特定の分野だけの満足度を高めるのではなく、福祉・子育て・環境・経済など多岐にわたる分野が相互に連携し、互いに向上を促すことが求められます。

そのため、多様化する地域課題に対処するためには、部署や施策の枠を超えた広範な視野が必要となります。施策間の横断的な連携を図りながら、住民のニーズに応じた各種施策を推進していくことが重要です。

したがって、各施策を横断する事業として「プロジェクト・チームの設置及び運営に関する規程」に基づく施策間連携プロジェクトを実施します。施策間連携プロジェクトとは、特定の社会課題解決のために既存の縦割りの部署や所管を越えて庁内で横連携を行い、目標とする期限内における課題解決を目指す事業をいいます。町民との窓口となる所管課が把握したニーズ及び施策間連携プロジェクトの案を踏まえ、町長・副町長等のトップ層による判断によりプロジェクトの組成や責任部署を決定します。

なお、施策間連携プロジェクトの具体的な取組内容や進捗管理については、原則として本計画ではなく事案ごとに個別に定めることとします。

Ⅴ 飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略

1 策定の趣旨

日本は、平成20年（2008年）を境に「人口減少時代」に突入しています。現状のままでは、今後、急速に人口減少・少子高齢化が進行し、国民の生活にさまざまな悪影響が及ぶ可能性があることから、国は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成26年（2014年）12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「国の総合戦略」という。）を策定しました。その後、令和元年（2019年）12月には、前期の主な取組の方向性を引き継ぎながら、「新しい時代の流れを力にする」、「多様な人材の活躍の推進」を新たな視点として加えた「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和2年（2020年）には新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて改訂を行いました。

テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでと大きく変化する中、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するため、国は令和4年（2022年）12月に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下、「国のデジタル総合戦略」という。）を策定し、令和5年（2023年）12月には、2023改訂版を策定したところです。その実現にあたっては、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、自治体には新型コロナウイルス感染症感染拡大やデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かし、地方版総合戦略の策定、改訂に努めることが求められています。

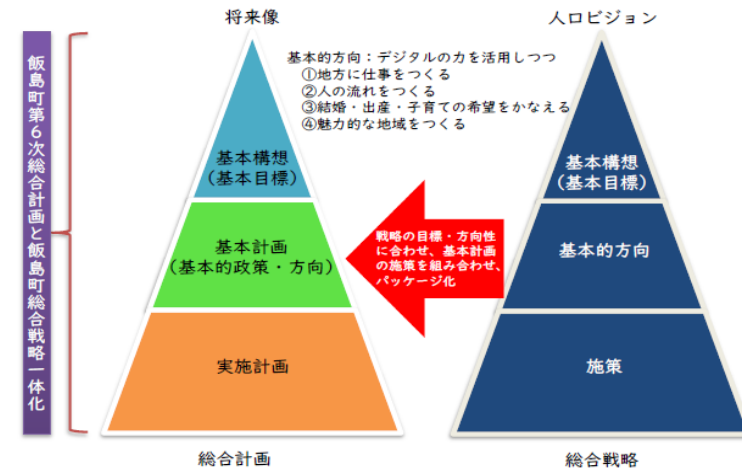
本町においても、国の総合戦略に基づき、平成27年（2015年）10月に「まち・ひと・しごと飯島町創生総合戦略」（以下、「第1期飯島町版総合戦略」という。）を策定しました。人口減少問題に対応し、これまで受け継がれてきた本町の魅力を将来にわたって維持するとともに、誰もが安心して豊かに暮らし、活躍できるまちとして発展し続けるための取組を進めてきたところです。同時に策定した飯島町人口ビジョンにおけるシミュレーションでは、令和2年（2020年）の人口を9,184人と想定していましたが、同年の国勢調査の結果では180人下回る9,004人となりました。減少要因は、転出超過が続いたことで、とりわけ生産年齢人口の減少がみられたことから、この世代に選ばれるための魅力向上ができなかったものと考えています。

令和2年（2020年）3月「第1期飯島町版総合戦略」の効果検証を行うとともに、「第2期飯島町版総合戦略」を改定しました。また、「飯島町第5次総合計画」の計画期間終了に合わせ、「第2期飯島町版総合戦略」を令和3年（2021年）3月「飯島町第6次総合計画」へ包含することにより一体化を図り進めてきたところです。

令和5年（2023年）5月、飯島町第6次総合計画へ包含されている「国の総合戦略」を「国のデジタル総合戦略」に読み替えるとともに、別冊として「飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。なお、飯島町第6次総合計画の中間見直しの時期を迎えることから、飯島町第6次総合計画と飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の改訂・包含を一体的に進めるとともに、整合を図ることとします。

2 飯島町第6次総合計画と飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略の位置づけ

国のデジタル総合戦略を踏まえ、飯島町第6次総合計画（以下、「総合計画」という。）と飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略（「総合戦略」という。）を以下のように位置づけます。



3 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間
※令和5年（2023年）6月策定



V 飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略

4 総合計画と総合戦略の関係

総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、国のデジタル総合戦略を踏まえ策定します。

また、令和3年（2021年）3月に策定した総合計画を見直しするにあたって、総合戦略と一体的に行うこととします。そのため、総合計画改訂版の基本計画及び施策を、総合戦略の基本目標を達成するための基本的方向・具体的施策として再整理します。

総合計画と総合戦略の関係（例）

《具体的な施策》

（1） 災害に備えた防災体制の充実

南海トラフ巨大地震などの震災や豪雨災害など、万一の災害に備え、防災体制や施設の整備・充実に努めます。

総合戦略：基本的方向
＝対応する総合計画改訂版の基本計画

■施策

- ① 総合的な防災・減災の確立
- ② 情報発信の強化と相互受信体制の整備

■施策指標

施策	目標指標	策定時	目標値（R12）
I-（1）-①	災害用飲料水の備蓄数 （1箱12リットル）	224箱 （R5）	250箱
I-（1）-②	飯島町LINE公式アカウント登録者 数（延数）	1,213人 （R5）	2,000人

総合戦略：施策・KPI
＝対応する総合計画改訂版の施策・
施策指標

★国の戦略の目標・方向性を、基本計画の施策と組み合わせ、パッケージ化
国の総合戦略の方向：

- ① 地方に仕事をつくる ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④ 魅力的な地域をつくる

基本目標1 住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり

	①	②	③	④
政策1-（1） 災害に備えた防災体制の充実				●
政策1-（2） 住民主体の防災力アップ				●
政策1-（3） 新たな時代の消防団づくり				●
政策1-（4） 先端技術を活用した未来のサービスづくり				●
政策1-（5） 効果的で速やかな情報発信				●
政策1-（6） 安心して暮らせる地域公共交通の確保				●
政策1-（7） 未来を担う職員の育成と役場機能の効率化				●

基本目標2 美しく快適な暮らしの環境を未来へつなぐ

	①	②	③	④
政策2-（1） 脱炭素・自然共生のまちづくり				●
政策2-（2） 資源を大切にす生活環境づくり				●
政策2-（3） 接客ホスピタリティー向上				●
政策2-（4） 公平で適正な税収の確保				●

基本目標3 誰もが健康で居場所と出番があり共に支え合える地域づくり

	①	②	③	④
政策3-（1） 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健体制			●	
政策3-（2） 「生涯健康」支援				●
政策3-（3） いつでも安心な地域医療体制づくり				●
政策3-（4） みんなが支え合う地域福祉の実現				●
政策3-（5） 障がいの有無にかかわらず幸せに暮らせるまちづくり				●
政策3-（6） 高齢者も自分らしく暮らせるまちづくり				●

V 飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略

4 総合計画と総合戦略の関係

基本目標4 地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり		①	②	③	④
政策4-(1)	将来を見据えた農地の有効利用	●			
政策4-(2)	地域の協力による農作業の効率化	●			
政策4-(3)	スマート農業の推進	●			
政策4-(4)	就農希望者への積極支援	●			
政策4-(5)	地域資源を生かした農業の展開	●			
政策4-(6)	農業生産基盤の整備	●			
政策4-(7)	地域の特徴を生かした企業誘致	●			
政策4-(8)	賑わう商店と買い物環境づくり	●	●		●
政策4-(9)	新しいワークスタイルの推進と起業支援	●	●		
政策4-(10)	スマート林業の推進	●			
政策4-(11)	治山・治水による森林の機能向上				●
政策4-(12)	有害鳥獣等対策の推進				●

基本目標5 暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造		①	②	③	④
政策5-(1)	暮らしを支える道路の整備				●
政策5-(2)	安全・安心の河川整備				●
政策5-(3)	将来を見据えた都市づくり				●
政策5-(4)	住宅施策と空き家対策				●
政策5-(5)	地籍調査事業の推進				●
政策5-(6)	安全で安心な水道の確保				●
政策5-(7)	快適で衛生的な下水道・浄化槽の推進				●

基本目標6 魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり		①	②	③	④
政策6-(1)	町の魅力を生かした観光地域づくり		●		●
政策6-(2)	若者や子育て世代の人口を増やす		●	●	●
政策6-(3)	様々な世代の結婚を応援			●	
政策6-(4)	住民参加で盛り上げるコミュニティ機能の充実				●
政策6-(5)	将来を見据えた自治組織への支援				●

基本目標7 「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らし		①	②	③	④
政策7-(1)	子どもの健やかな体と豊かな心を育てる			●	●
政策7-(2)	学校教育の充実			●	●
政策7-(3)	子どものための家庭環境づくりの支援			●	●
政策7-(4)	学ぼう「知ること・為すこと・共に生きること」				●
政策7-(5)	スポーツライフ「いつでも・どこでも・いつまでも」				●
政策7-(6)	芸術・文化を守りつなぐ				●

基本目標8 将来像を実現する創造力にあふれた行政基盤づくり		①	②	③	④
政策8-(1)	将来像を目指す仕組みづくり				●
政策8-(2)	住民ニーズに応える行政改革				●
政策8-(3)	効果的・効率的な財政運営				●
政策8-(4)	公共施設の適正管理・有効活用				●
政策8-(5)	適正な会計事務				●
政策8-(6)	議会・監査の支援				●

Ⅵ 資料

持続可能な開発目標SDGs

Ⅰ 持続可能な開発目標SDGs

持続可能な開発目標（SDGs・エスディージーズ）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴールから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なとされており、日本でも積極的に取り組むとともに、自治体におけるSDGsの達成に向けた取り組みの拡大を目指しています。

SDGsは、17のゴール・169のターゲットから構成されています。ターゲットは、ゴールを達成するための具体的目標であり、ターゲットごとに第6次総合計画の各基本計画との関連について整理を行ったうえで、国際社会が求める目標に本町が応えられているかについても意識しながら取組を推進します。



（出所）国連広報センターHP →



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

VI 資料

2 持続可能な開発目標（SDGs）の各ゴール（目標）と政策との関係

[illegible]

Ⅵ 資料

2 持続可能な開発目標（SDGs）の各ゴール（目標）と政策との関係

持続可能な開発目標（SDGs）		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基本目標 — 基本計画		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
5（1）	暮らしを支える道路の整備									●		●						●
5（2）	安全・安心の河川整備									●		●		●				●
5（3）	将来を見据えた都市づくり											●						●
5（4）	住宅施策と空き家対策											●						●
5（5）	地籍調査事業の推進									●								●
5（6）	安全で安心な水道の確保						●											●
5（7）	快適で衛生的な下水道・浄化槽の推進						●											●
6（1）	町の魅力を生かした観光地域づくり									●		●						●
6（2）	若者や子育て世代の人口を増やす											●						●
6（3）	様々な世代の結婚を応援											●						●
6（4）	住民参加で盛り上げるコミュニティ機能の充実											●						●
6（5）	将来を見据えた自治組織への支援											●						●
7（1）	子どもの健やかな体と豊かな心を育てる			●	●													●
7（2）	学校教育の充実	●		●	●	●			●		●						●	●
7（3）	子どものための家庭環境づくりの支援	●		●	●													●
7（4）	学ぼう「知ること・為すこと・共に生きること」			●	●	●						●						●
7（5）	スポーツライフ「いつでも・どこでも・いつまでも」			●	●	●						●						●
7（6）	芸術・文化を守りつなく																	●
8（1）	将来像を目指す仕組みづくり																	●
8（2）	住民ニーズに応える行政改革																	●
8（3）	効率的・効率的な財政運営											●						●
8（4）	公共施設の適正管理・有効活用											●						●
8（5）	適正な会計事務												●	●		●		●
8（6）	議会・監査の支援																	●

Ⅵ 資料

行財政改革プラン

行財政改革プランは、総合計画に掲げた町の将来像の実現に向けて、必要な財源の確保等を図るための行動指針です。第6次総合計画は、行財政改革プランを含めた計画としており、総合計画の推進と合わせて一体的な行財政改革に取り組んでいくものとしています。

このことにより、多様化するさまざまな行政課題への対応が迫られる中、行政経営の簡素化、効率化を図りつつ、町の将来像の実現に向けて必要とするサービスの提供に繋げる、成果を重視した行政経営の確立を目指しています。

ここでは、第6次総合計画に含まれた行財政改革プランの取り組みを、行財政改革プランの視点から再掲します。

1. 町民参加と協働によるまちづくりの推進

- ①みんなが地域づくりの主体として支えあう「新しいお互いさま」社会の推進[基3(4)①]
- ②地域を支える人材や団体の育成[基3(4)③]
- ③町民参画・協働の推進[基6(4)①]
- ④デジタルを活用した地域コミュニティの充実[基6(4)②]
- ⑤将来を見据えた自治組織（区・地域づくり委員会・自治会）のあり方検討[基6(5)①]
- ⑥自治組織への加入促進[基6(5)②]

2. 事務事業の見直し

- ①デジタル技術による業務効率化や電子申請などDXの推進[基1(4)①]
- ②便利でわかりやすい、やさしい窓口の推進[基2(3)①]
- ③デジタル技術を活用したサービスの推進[基2(3)③]
- ④税務申告等の手続の簡素化の研究[基2(4)③]
- ⑤水路構造物等の長寿命化修繕、統廃合等の検討[基4(6)②]
- ⑥道路の適切な維持管理[基5(1)③]
- ⑦総合計画の確実な推進[基8(1)①]
- ⑧持続可能な行政運営の推進[基8(1)②]
- ⑨事務事業の効率化[基8(2)②]
- ⑩将来を見据えた計画的な財政運営[基8(3)①]
- ⑪公共施設マネジメントの推進[基8(4)①]
- ⑫適正な会計事務の維持[基8(5)①]

3. 民間活力の活用

- ①定員管理計画に沿った職員数管理[基1(7)②]
- ②時代の変化に対応できる組織体制の構築[基8(2)①]
- ③事務事業の効率化（再掲）[基8(2)②]

4. 関連団体への関与等の見直し

- ①将来を見据えた自治組織（区・地域づくり委員会・自治会）のあり方検討（再掲）[基6(5)①]
- ②事務事業の効率化（再掲）[基8(2)②]

5. 職員の資質向上

- ①働きやすい職場づくり・人材育成の推進[基1(7)①]
- ②便利でわかりやすい、やさしい窓口の推進（再掲）[基2(3)①]
- ③職員の高度な知識の習得[基2(3)②]
- ④適正な会計事務の維持（再掲）[基8(5)①]

6. 組織機構の改革

- ①時代の変化に対応できる組織体制の構築（再掲）[基8(2)①]
- ②事務事業の効率化（再掲）[基8(2)②]

7. 電子自治体の推進

- ①デジタル技術による業務効率化や電子申請などDXの推進（再掲）[基1(4)①]
- ②社会情勢に合わせた住民へ伝わる情報発信の最適化[基1(5)①]
- ③自ら考え生きる力を伸ばす学校教育の充実[基7(2)①]

8. 広域行政の推進

- ①デジタル技術による業務効率化や電子申請などDXの推進（再掲）[基1(4)①]
- ②上伊那地域や伊南地域との包括的な医療連携支援[基3(3)①]

9. 財政基盤づくり

- ①将来を見据えた計画的な財政運営（再掲）[基8(3)①]
- ②安定的な財政基盤の構築[基8(3)②]

10. 歳入の確保

- ①課税精度の向上と未収金の縮減[基2(4)①]
- ②固定資産税における全筆・全棟調査の実施・精度の向上[基2(4)②]
- ③地域の特徴や優位性を生かした企業の誘致[基4(7)①]
- ④公営住宅の適正管理（長寿命化・計画的な維持修繕）と統廃合の促進[基5(4)①]
- ⑤ライフステージに応じたUターンの促進[基6(2)①]
- ⑥ふるさと納税制度の普及[基8(3)③]

11. 職員定数管理・給与の適正化

- ①定員管理計画に沿った職員数管理（再掲）[基1(7)②]

12. 特別会計の独立採算制の確保

- ①水道事業の健全な経営[基5(6)①]
- ②下水道施設の適正な維持・管理[基5(7)②]
- ③生活排水施設の持続的な運営と良好な水資源の循環を推進[基5(7)①]